

## 環境影響評価書案審査意見書

「福生都市計画道路3・3・3の1号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

### 記

#### 第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称：東京都  
代表者：東京都知事 小池 百合子  
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- 対象事業の名称及び種類  
名 称：福生都市計画道路3・3・3の1号新五日市街道線（福生市大字熊川）  
建設事業  
種 類：道路の改築
- 対象事業の所在地  
起 点：福生市大字熊川字武蔵野（立川市境）  
終 点：福生市大字熊川字武蔵野（国道16号交差点）

## 第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

### 【生物・生態系】

可能な限り周辺の緑の連続性確保に努め、周辺環境との調和を図り、緑豊かな景観の創出や緑のネットワーク形成を図るとしているが、計画道路周辺における陸上動物の生息環境を踏まえ、エコロジカル・ネットワークにも配慮した緑化計画となるよう検討すること。